

# 電気設備改修工事特記仕様書

(令和4年二改訂版)

※令和5年1月1日以降適用

## I 工事概要

- 1 工事名 \_\_\_\_\_  
 2 工事場所 \_\_\_\_\_  
 3 敷地面積 \_\_\_\_\_  
 4 構造規模 \_\_\_\_\_

棟 名 称			
構 造			
階 数			
建 築 面 積			
延べ床面積			

・垂直積雪量：( ) m 　・風速（V o）：( ) m/s  
 ・地表面粗度区分 　・I・II・III・IV

- 5 建物用途 建築基準法による用途 ( )  
 6 消防法施行令別表第1の区分 ( )

## II 工事種目

○印適用)

工事種目	摘要	工事種目	摘要
・幹線設備		・誘導支援設備	
・電灯設備		・テレビ共同受信設備	
・動力設備		・テレビ電波障害防除設備	
・受変電設備		・監視カメラ設備	
・発電設備		・防犯・入退室管理設備	
・電力貯蔵設備		・自動火災報知設備	
・構内情報通信網設備		・雷保護設備	
・構内交換設備		・中央監視制御設備	
・情報表示設備		・医療関係設備	
・映像・音響設備			
・拡声設備			

## III 電気設備改修工事仕様

1 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）」、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成31年版）」による。

### 2 特記仕様書の適用等

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。  
 ○印と※印が付いた場合は、共に適用する。
- (3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は標準仕様書、< >内表示番号は改修標準仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
一般	1 適用基準等	※秋田県電気設備工事監督実施要領（秋田県建設交通部監修）（平成16年版） ※公共建築工事標準仕様書に基づく電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）（一般社団法人公共建築協会）（令和2年版） ※営繕工事写真撮影要領（令和3年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
	2 工事実績情報サービス(CORINS)への登録	※適用する　・適用しない <span style="float: right;">&lt;1-1.1.4&gt;</span>
	3 工事の余裕期間	※適用しない　・適用する（・発注者指定方式　・任意着手方式） 適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。
事項1		

	<p>4 技術者の専任</p> <p>※契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督職員と打合わせにおいて定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結後、 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</li> </ul> <p>※工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。</p>																				
5 週休 2 日制工事の対象	<p>※適用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)工事の実施については、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する営繕課運用」に基づいて実施するものとする。</li> <li>(2)発注時は 4 週 8 休以上を前提に労務費を補正して積算している。</li> <li>(3)工事完成時、現場閉所の達成状況が 4 週 8 休に満たない場合、その達成状況に応じて、補正分を減額変更する。</li> </ul> <p>・適用しない</p>																				
6 施工中の安全確保及び環境保全	<p>※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成 9 年建設省告示第 1536 号）」に基づき、指定された建設機械を使用する。</p> <p>※「建設機械に関する技術指針（平成 3 年建設省通知第 247 号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。</p> <p>関係機関との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要（関係機関： ）</li> <li>・必要なし</li> </ul> <p>交通誘導員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置する（・警備業法第 18 条に規定する特定の種別の警備業務 ・任意 ） ( 日 × 人)</li> <li>・配置しない</li> </ul> <p>特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）及び秋田県公安委員会告示第 94 号（令和 2 年 9 月 29 日）による。</p>																				
一般共通事項	<p>7 発生材の処理</p> <p>・特定建設資材廃棄物の発生材の処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>再資源化等をする施設名・住所・搬出距離 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処分施設の名称・住所・搬出距離 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・引き渡しを要するもの</p> <p>・特別管理産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有</li> <li>・無</li> </ul> <p>・アスベスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有</li> <li>・無</li> </ul> <p>受入施設名 秋田県環境保全センター（大仙市協和上淀川）、 km</p>	種類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離 (km)	コンクリート塊		アスファルト塊		建設発生木材				種類	処分施設の名称・住所・搬出距離 (km)								
種類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離 (km)																				
コンクリート塊																					
アスファルト塊																					
建設発生木材																					
種類	処分施設の名称・住所・搬出距離 (km)																				

・飛散性アスベストの使用状況

室名	使用部位	詳細（厚さ等）	その他

・非飛散性アスベスト成形板の使用状況

室名	使用部位	詳細（厚さ等）	その他

・P C B 含有製品の処理

P C B (ポリ塩化ビフェニル) 含有機器 ・有 ・無

有の場合、電気照明器具等のP C B を含有する機器は、当該部分を取り外し、漏洩の恐れのない安全な容器に納め、所定の表示を行い、監督職員の指示に基づき施設管理者に引き渡すこと。

・対象となる石膏ポート製品

・該当

・非該当

次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。

〈対象となる石膏ボード製品〉

小名浜吉野石膏(株)いわき工場

昭和48年～平成9年4月に製造されたもの

日東石膏ボード(株)八戸工場

平成4年10月～平成9年4月に製造されたもの

指定する処分場所

秋田県環境保全センター（大仙市協和上淀川）、km

関連通知：平成9年7月1日営-576「廃石膏ボードの処理について（通知）」

・現場再利用発生材

建設副産物情報交換システム（COBRIS）の利用

※適用する ・適用しない

・本工事では、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等で次表の建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、「再生資源利用計画書」作成後、速やかに監督職員へ提出し、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所に掲示する。

<1-1. 3. 9>

次の各号の一に該当する建設資材を搬入する工事

- 1 体積が 500 m<sup>3</sup>以上である土砂
- 2 重量が 500t 以上である碎石
- 3 重量が 200t 以上である加熱アスファルト混合物
- 4 コンクリート
- 5 コンクリート及び鉄から成る建設資材
- 6 木材
- 7 塩化ビニール管・継手
- 8 石膏ボード

	<p>・本工事では、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等で次表の建設発生材を工事現場から搬出する場合には、「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、「再生資源利用促進計画書」作成後、速やかに監督職員へ提出し、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所へ掲示する。</p>	<1-1. 3. 9>	
次の各号の一に該当する建設発生材を搬出する工事			
<p>1 体積が 500 m<sup>3</sup>以上である建設発生土      2 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊または建設発生木材であって、これらの重量の合計が 200t 以上であるもの      3 建設汚泥      4 建設混合廃棄物      5 金属くず      6 廃塩化ビニール管・継手      7 廃プラスチック      8 紙くず      9 廃石膏ボード      10 アスベスト</p>			
・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員へ提出する。 <1-1. 3. 9>			
・本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。			
1 8 概成工期	・適用する (工事期限より 日前) ※適用しない	<1-1. 2. 1>	
一般共通事項	<p>9 女性技術者活躍モデル工事の対象</p> <p>※適用する (・発注者指定型 ※受注者希望型)</p> <p>発注者指定型</p> <p>(1) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。</p> <p>(2) 快適トイレ(女性専用)の設置に要する費用は、共通仮設費に計上しているが、「快適トイレ実施要領」に基づき、設計変更の対象とする。</p> <p>(3) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。</p> <p>受注者希望型</p> <p>(1) 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事(受注者希望型)であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。</p> <p>(2) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。</p> <p>(3) 快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要領」に基づき設計変更の対象とする。</p> <p>(4) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。</p> <p>・適用しない</p>		
10 電気保安技術者	※配置する	・配置しない <1-1. 3. 2>	
11 電気主任技術者	※既存施設の主任技術者	・その他 ( )	
12 施工条件	図示による ・工事中停止させない設備 ※なし	・あり _____ <1-1. 3. 3>	

13 機器及び材料の選定	<p>本工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当する新品とする。また、石綿を含有しないものとする。</p> <p style="text-align: right;">&lt;1-1. 4. 2&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) JIS 及び JAS マーク等の認証機関のマーク表示のある機材</li> <li>(2) エコマーク認定製品 ((公財) 日本環境協会)</li> <li>(3) 秋田県認定リサイクル製品</li> <li>(4) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿（最新年版）((一社) 公共建築協会)（以下「評価名簿」という。）に記載製品</li> <li>(5) 上記以外のもので以下のア～エの事項を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</li> <li>イ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。</li> <li>ウ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</li> <li>エ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、(5)の材料を使用する場合は、ア～エの証明となる資料を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。</p> <p>また、参考型番が図示された機材は、当該商品または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けるものとする。</p>								
14 化学物質を放散する建築材料等	<p>建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)まで満たすものとする。</p> <p style="text-align: right;">&lt;1-1. 4. 1&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で設計図書等に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。</li> <li>(2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。</li> <li>(3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く。）が添加されていない材料を使用する。</li> <li>(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。</li> </ul> <p>設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又④に該当する材料を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料</li> <li>② 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</li> <li>③ 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料</li> <li>④ 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</li> </ul>								
15 石綿作業主任者	<p>※適用する ・ 適用しない</p> <p>特定石綿等（アスベスト）の存在が想定される建築物の改修にあっては労働安全衛生法、同施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。</p>								
一般共通事項	<p>16 施工調査</p> <p>※改修標準仕様書による</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・ 施工計画調査</td> <td style="width: 50%;">・ 事前調査</td> </tr> <tr> <td>(調査項目 ・ 図示 ・ )</td> <td>(調査項目 ・ 図示 ・ )</td> </tr> <tr> <td>(調査範囲 ・ 図示 ・ )</td> <td>(調査範囲 ・ 図示 ・ )</td> </tr> <tr> <td>(調査方法 ・ 図示 ・ )</td> <td>(調査方法 ・ 図示 ・ )</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">&lt;1-1. 5. 1～. 2&gt;</p>	・ 施工計画調査	・ 事前調査	(調査項目 ・ 図示 ・ )	(調査項目 ・ 図示 ・ )	(調査範囲 ・ 図示 ・ )	(調査範囲 ・ 図示 ・ )	(調査方法 ・ 図示 ・ )	(調査方法 ・ 図示 ・ )
・ 施工計画調査	・ 事前調査								
(調査項目 ・ 図示 ・ )	(調査項目 ・ 図示 ・ )								
(調査範囲 ・ 図示 ・ )	(調査範囲 ・ 図示 ・ )								
(調査方法 ・ 図示 ・ )	(調査方法 ・ 図示 ・ )								

17 工事写真	工事中、完成時ともカラー写真とする。			
	分類	規格	撮影箇所	提出部数
	着工前	サービス版	工事写真の撮り方建築編	部
	工事中	サービス版	工事写真の撮り方建築編	部
	完成時	・サービス版 ・キャビネ版	工事写真の撮り方建築編 同上	部 部
	営繕年報用	・キャビネ版	外部 1 枚、内部 1 枚	部
この表のほか監督職員が必要と認め、指示した箇所及び部数。また、上記の写真はデジタル写真も可とし、その仕様等は監督職員の指示による。				
18 完成図書その他	<p>※完成検査後に次の完成図等を速やかに提出する。</p> <p>(1) 完成図書（提出様式は監督職員の指示による）  (2) 完成図及び施工図（原寸）二つ折りに製本したもの  (3) 完成図及び施工図 A3 版縮小図を二つ折りしたもの  (4) 保全に関する資料  (5) 電子納品対象工事にあっては C D - R  (6) その他監督職員が指示したもの</p> <p>※付属品、予備品、保守工具等は引継目録を添えて提出する  ※カギ等の表示札は樹脂製（市販品）とする</p>			
19 電子納品等	<p>・電子納品対象工事</p> <p>CD-R（監督職員提出用） ( 部 )</p> <p>CD-Rに格納するもの</p> <p>※完成図（※C A D ※P D F）※監督職員が指示した図面等</p> <p>※完成写真（※主要な機器等の外観写真 10 枚程度）</p> <p>※官公署届出書類</p> <p>※工事概要ファイル</p> <p>受注者は、次により電子納品を行うものとする。  ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 完成図等の取扱は、「官庁営繕事業に係わる電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）、営繕工事電子納品要領【令和 3 年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部】（令和 3 年 3 月 26 日国営施第 19 号）」（以下、「要領等」という。）による。  「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領等」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。</p> <p>(2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。</p> <p>(3) 設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること。</p>			
20 契約不適合点検	<p>※適用する ・適用しない</p> <p>契約事項による契約不適合責任期間満了前に契約不適合点検を行うので受注者は立ち会うこと。</p>			

一般 共 通 事 項	1 21 環境への配慮	<p>秋田県は県の事務事業において、環境にやさしい行動が定着することを目指し、環境に与える負荷を低減する取り組みを継続的に推進するため「あきたエコマネジメントシステム」を構築し運用している。請負者は監督職員と協議を行い、県の定める環境方針を具体的に公共事業に反映させるよう努めなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">秋田県庁環境方針 平成25年4月1日</p> <p>秋田県庁は自らが行う事務事業活動が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、次の方針に基づき積極的に行動します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合的な環境保全施策の推進 「自然と人との共存可能な社会の構築」、「環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成」、「地球環境保全への積極的な取組み」、「環境保全に向けての全ての主体の参加」を基本としながら、第2次秋田県環境基本計画に掲げる環境保全施策を推進します。</li> <li>(2) 事業活動における積極的な環境配慮の実施 公共事業の実施において、公共事業環境配慮システムを基に、環境に配慮した事業を実施し、環境負荷の低減に努めます。</li> <li>(3) 秋田県庁環境保全率先実行計画の推進（省略）</li> <li>(4) 環境関連法規等の順守 環境に関する法令、条例、協定、その他の合意事項を順守し、環境汚染の防止に努めます。</li> </ul> </div>
	22 電気料金等	受電から引渡しまでの電気料金 ※本工事 工事着手日から引渡しまでの保安業務費 ※本工事 ・別途 ・別途
23 快適トイレ導入対象	※適用する  (1)設置に要する費用は、当初は計上していない。 (2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。 ・適用しない	
24 法定外の労災保険	※本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。	
2 共 通 工 事	1 仮設工事	
	(1) 工事用水及び電力	工事用水 構内既存の施設 工事用電力 構内既存の施設 ・利用できる（※有償　・無償） ・利用できない ・利用できる（※有償　・無償） ・利用できない
	(2) 足場等	・内部足場　　・脚立、足場板等　　・その他（　　） ・外部足場　　・A種　　・B種　　・C種　　・D種  足場を設ける場合、改修標準仕様書によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」における(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。  ・防護シート　　・設置する　　・設置しない
	(3) 既設部分の養生	・行う　　養生範囲（　　） 養生方法（　　） ・行わない  ） ） ）

	(4) 工事表示板の設置	監督職員が指定する箇所に一箇所設置する。 表示時期は工事着工時から完成時までとする。 表示板の形式																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建築工事の表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事名称</td><td></td></tr> <tr> <td>構造・規模</td><td></td></tr> <tr> <td>工事期間</td><td>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</td></tr> <tr> <td>建築主</td><td></td></tr> <tr> <td>設計者</td><td></td></tr> <tr> <td>工事監理者</td><td>(外注委託の場合に記入)</td></tr> <tr> <td>工事監督者</td><td>秋田県建設部営繕課又は秋田県〇〇地域振興局建設部</td></tr> <tr> <td>工事施工者</td><td></td></tr> </tbody> </table>	建築工事の表示		工事名称		構造・規模		工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	建築主		設計者		工事監理者	(外注委託の場合に記入)	工事監督者	秋田県建設部営繕課又は秋田県〇〇地域振興局建設部	工事施工者	
建築工事の表示																				
工事名称																				
構造・規模																				
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日																			
建築主																				
設計者																				
工事監理者	(外注委託の場合に記入)																			
工事監督者	秋田県建設部営繕課又は秋田県〇〇地域振興局建設部																			
工事施工者																				
		<p>注 1 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。</p> <p>2 地色は、マンセル記号 1 G Y 7. 5/8 とし黒文字（角ゴシック）で表現する。</p> <p>3 建築主は、契約担当者名とすること。</p> <p>4 表示板の大きさ</p> <p>※1号（横 180cm × 縦 90cm） · 2号（横 240cm × 縦 120cm）      · 3号（横 360cm × 縦 180cm） · その他（ ）</p>																		
	2 土工事 (1) 挖削及び埋戻し	<p>1 本工事の掘削、埋戻しは次による。</p> <p>掘削 : ※機械掘り · 手掘り      埋戻し : ※山砂 · 根切り土（良質土を使用）</p> <p style="text-align: right;">&lt;1-2. 3. 1&gt;</p>																		
2 共通工事	(2) 建設発生土の処理	<p>※本工事より発生する建設発生土は、次の場所に搬出するものと想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議する。</li> <li>・構外指示の場所へ搬出 搬出先、距離 ( km )</li> <li>※構内指定箇所へ敷きならす 指定箇所 ( )</li> <li>・構内指定箇所へたい積する 指定箇所 ( )</li> </ul>																		
	3 電気工事 (1) 呼線の挿入	<p>本工事で通線しない新設管路には呼線を挿入する。線種は E M - I E 絶縁電線 1. 6mm 以上とする。</p> <p style="text-align: right;">&lt;2-2. 2. 9&gt;      &lt;2-2. 14. 4&gt;</p>																		

## (2) 接地極

特記なき接地極の仕様は下表による。

接地の種別	記号	接地抵抗	接地極仕様	
雷保護用接地	E <sub>LA</sub>	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
共同接地	E <sub>ADLH</sub>	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
共同接地	E <sub>ACD</sub>	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
A種接地	E <sub>A</sub>	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
B種接地	E <sub>B</sub>	Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
C種接地	E <sub>C</sub>	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
D種接地	E <sub>D</sub>	100Ω 以下	・接地銅板	※接地棒
漏電遮断器回路	E <sub>EL</sub>	500Ω 以下	・接地銅板	※接地棒
構内交換機（陽極用）	E <sub>t</sub>	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
本配線盤の保安装置	E <sub>At</sub>	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
電話引込口の保安器	E <sub>Dt</sub>	100Ω 以下	・接地銅板	※接地棒
アンテナ保安器	E <sub>Lt</sub>	100Ω 以下	・接地銅板	※接地棒
拡声用増幅器	E <sub>Dα</sub>	100Ω 以下	・接地銅板	※接地棒
防犯装置用	E <sub>S</sub>	Ω 以下	・接地銅板	※接地棒
測定用	E <sub>0</sub>	一	・接地銅板	※接地棒
避雷器用（低圧用）	E <sub>LL</sub>	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
避雷器用（高圧用）	E <sub>LH</sub>	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
避雷器用（モデム用）	E <sub>MD</sub>	100Ω 以下	・接地銅板	※接地棒

## (3) 埋設帯及び埋設標柱

埋設配管配線路には、埋設表示用テープ（ビニル製折り返し付）及び埋設標柱（舗装部分は埋設ピンとする）を敷設する。（高低圧、通信共）  
(用途、電圧種別等の表示をする。)

&lt;2-2. 14. 4～. 5&gt;

## (4) プレート

※ 金属製（ステンレス、新金属を含む）・樹脂製

## (5) プレートの用途表示

器具を実装しないものについては用途を示す略標を付ける。

## (6) ケーブルマークの取り付け

ハンドホール内の用途別のケーブルマークの色別は次による。

用 途	地 色	文 字 色
高圧	赤	黒
低圧	白	黒
動力	青	白
通信	黄	黒
火報	だいだい	黒

&lt;2-2. 2. 10&gt;

&lt;2-2. 14. 5&gt;

	(7) 盤名称などの表示	各盤には上部に名称、下部に盤記号のネームプレートを取り付ける。 プレートは樹脂製（文字彫刻）とする。ドア裏面又は保護盤表面の請負者銘板には、標準仕様書に記載されている内容を明記する。 ブルボックスには用途を示す略標を付ける。	(2-1. 7. 6) (2-1. 12. 8)
	(8) 標準色	盤等の塗装色は特記なき場合製造者標準色とする。	
	(9) 電線・ケーブル	「EM-〇〇」の記載がなくとも、EM電線、EMケーブルを使用する。	
	(10) 合成樹脂可とう管	合成樹脂可とう管は、PF管（一重管）とし温度による分類はタイプ25とする。また、合成樹脂可とう管に使用する位置ボックスは、原則として樹脂製とする	(2-1. 2. 2)
	(11) 配管等の塗装	金属管の塗装箇所は図面特記による。	<1-2. 7. 1>
	(12) 耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）」による。 イ) 耐震安全性の分類 ※特定の施設 · 一般の施設 ロ) 地域係数Z ※1.0 · その他( )	(2-2. 1. 13)
	(13) 他工事との調整	特記なき場合は下記による。（●印適用）	
2 共通工事	種別		区分
	梁、床、壁貫通部		電気
	補強		機械
	スリーブ		建築
	壁埋込型機器類		●
	補強		●
	仮枠		●
	天井埋込型機具類下地		●
	切込		●
	補強		●
	墨出		●
	別途機器への接続		●
	防火戸閉鎖装置		●
	電動シャッター 自動扉	閉鎖装置	●
		二次側配線、操作スイッチ	●
		二次側配管	●
	軽量鉄骨壁の機器取付用の補強		●
	吊りボルト用インサート		●
	機械室、電気室の設備機器の基礎		●
	機械室、電気室の設備ピット（蓋を含む）		●
	自立制御盤の基礎		●
	自立型アンテナの基礎		●
	床点検口、天井点検口		●
	消火水槽用マンホール		●
	注) 複数箇所に●印のあるものは、各工事に適用する。		
	冷暖房機器付属の制御盤に対する起動停止命令、インターロック及び状態表示などの配線、電動機容量については機械設備工事施工者と事前に打ち合わせること。		
	(14) 保温、結露防止	外部に面する壁、天井で建築工事でPF板（ポリスチレンフォーム等）打ち込み箇所に取り付ける位置ボックス等は保温、結露防止処理を行う。	
	(15) インサート	鋼製とする。床板で保温材打ち込み部分は、断熱材用インサート（亜鉛メッキ製品）を使用する。	<1-2. 12. 2>
	(16) 既設インサート 及びアンカーボルト	※使用しない · 使用する	<1-2. 12. 2>

	(17) あと施工アンカ —	1 あと施工アンカー ※接着系アンカー（接着剤は有機系とする） ※金属拡張系アンcker（※本体打込み式） 2 試験等 性能確認試験 ※行わない ・行う 施工後確認試験 ※行う ・行わない	施工後確認試験は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」8章12節7項による。	<1-2. 12. 3>
	(18) 再使用機器	取外し再使用機器は絶縁抵抗測定のうえ、清掃後取り付ける。		<2-2. 16. 4～. 5>
	(19) ケーブル保護	ケーブル配線工事において壁体内及び立ち上がり、立ち下がり部は電線管保護のこと。		
	(20) スリーブ材	1 水密を要する梁、床、壁のスリーブ ※つば付き鋼管製 ・亜鉛鉄板製 2 上記を除く箇所のスリーブ ※紙スリーブ ・鉄板スリーブ		<1-2. 9. 1>
2 共 通 工 事	(21) はつり	既存コンクリート床・壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 X線検査 ※行わない ・行う		
	(22) 撤去後の補修	機器撤去後の天井、壁、床等の補修は既存仕上げと同等とする。		
3 各 設 備	1 盤類の表示他	各盤には標準仕様書記載の他に下記の表示を行う。 (1) 結線図等の縮小図を添付する。（扉裏面にカードケース貼付） (2) 接地用端子を取り付ける。（図面特記による）		(2-1. 7. 6) (2-1. 12. 8)
	2 予備配管	分電盤内予備回路が4ヶ以下の場合電線管25mm2本、5ヶ以上の場合3本を天井裏まで配管する。		
	3 LED照明器具	制御装置記号が特記されないものは「一般形（LN）」とする。		
	4 屋外灯	1 点灯方式 ※自動点滅器 + タイマー ・自動点滅器 2 ポール内開閉器（配線用遮断器又はカットアウトSW） ※設ける ・設けない 3 地中配管等からの防湿処理 ※施す ・施さない		(2-1. 4. 2)
	5 照度測定試験	一般照明の照度測定 ・行わない ※行う 測定方法はJIS C 7612「照度測定方法」による。 これにより難い場合は監督職員と協議による。		<2-2. 20. 2>
	6 総合調整	各機器の個別運転後に下記の総合調整を行う。 ・照明装置 ・受変電設備 ・発電設備 ・構内交換設備 ・構内情通信報網設備		<2-2. 18. 2>
<b>IV 配線図記号</b>				
配線用図記号は、標準図及びJIS C 0303による他図面特記による。				

## V 機器取付高さ

機器取付け高さは下表を標準とする。ただし、これによりがたい場合は監督職員との協議による。

名 称		測 点	取付け高さ (mm)
共通	取引用計器	地上～窓中心	1, 800～2, 000
電灯	分電盤	床上～中心	1, 500
	スイッチ (車椅子用)	"	1, 100～1, 200
	(一般)	"	1, 200
	(和室)	"	1, 200
	コンセント (一般)	床上～中心	400
	(和室)	"	200
	(台上)	台上～中心	150
	(厨房)	床上～中心	800～1, 000
	(車庫)	"	1, 200
	(機械室)	"	500～1, 000
動力	(車椅子用)	"	350～400
	プラケット (一般)	床上～中心	2, 100～2, 700
	(踊場)	"	2, 500
	ブラケット (鏡上)	鏡上端～中心	150
	表示灯 (車椅子用)	床上～中心	1, 500
電話	壁掛け形制御盤	床上～中心	1, 500
	開閉器箱	"	1, 500
	制御用スイッチ	"	1, 200
時計拡声	端子盤 (廊下、室内)	床上～下端	300
	壁付アウトレット (一般)	床上～中心	300
	(和室)	"	200
誘導支援機器	壁掛け親時計	床上～中心	1, 500
	壁付子時計	"	天井高×0. 9
	壁掛けスピーカ	"	天井高×0. 9
	壁付アッテネータ	"	1, 200
テレ	表示盤	床上～中心	1, 500
	ベル、ブザー、チャイム	"	2, 700
	壁付押しボタン (一般)	"	1, 200
	(車椅子玄関)	"	1, 100
	(多目的トイレ)	"	900
	呼出し表示灯 (車椅子用)	"	2, 300
	壁付インターホン (一般)	床上～中心	1, 200
	(車椅子用)	"	1, 100
	壁付アウトレット (一般)	"	300
	(和室)	"	200
防災機器	機器収容箱	天井～上端	200
	テレビ端子 (一般)	床上～中心	300
	(和室)	"	200
	受信機、副受信機	床上～操作部	800～1, 500
	機器収容箱	"	800～1, 500
	ガス検知器 (LPG)	床上～上端	300
	都市ガス用検知器 (軽質)	天井～上端	150
	都市ガス用検知器 (重質)	床上～上端	300

**VI 照明器具表**

公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成31年版）によるほか図面特記による

**VII 官公署届け出書類**

## 1 電力関係

- ・工事計画届け
- ・使用前検査申請
- ・電気使用、変更申し込み

## 2 消防関係

- ・消防設備等着工届け . . . . . 自動火災報知設備
- ・消防用設備等設置届け . . . . . 自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常警報設備、誘導灯設備、非常放送設備、非常コンセント設備等
- ・設置届け . . . . . 発電設備、変電設備、蓄電池設備

秋 田 県 建 設 部 営 繕 課